

住宅耐震改修特別控除額
住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
(令和4年分以降用)

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(年分)

氏 名

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

- Ⅰ 令和4年1月1日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合
Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を令和4年1月1日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円
交付を受ける補助金等の合計額	②	
(① - ②)	③	
③と250万円のいずれか少ない方の金額	④	
住宅耐震改修特別控除額 (④ × 10%)	⑤	(100 円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。
なお、⑤の金額や認定住宅等新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

※Ⅱ7の計算欄を併せてご確認ください。

不動産番号	
-------	--

家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。

居住開始年月日	⑥	年 月 日
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑦	/

フリガナ	
氏 名	
フリガナ	
氏 名	

不動産番号	
-------	--

家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑧から⑩のいずれかに該当する場合のみ書いてください。
あなた又は同居親族の方について、⑧から⑩のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が50歳以上（同居親族の方の場合は65歳以上）	⑧	該当	同居親族の方が⑧から⑩のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 () 続柄 ()
障害者（⑧に該当する方を除きます。）	⑨	該当	
要介護認定又は要支援認定を受けている （⑧又は⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑪	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑫	
(⑪ - ⑫) ※50万円を超える場合に限りです。	⑬	
⑬と(⑬×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑭	
⑭と200万円のいずれか少ない方の金額	⑮	
(⑮ × 10%)	⑯	(100 円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑰	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑱	
(⑰ - ⑱) ※ 50 万円を超える場合に限ります。	⑲	
⑲と⑲×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑳	
㉑と250万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のいずれか少ない方の金額	㉑	
(㉑ × 10%)	㉒	(100 円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉓	円
交付を受ける補助金等の合計額	㉔	
(㉓ - ㉔) ※50 万円を超える場合に限ります。	㉕	
㉕と㉕×⑦)のいずれか少ない方の金額	㉖	
㉖と250万円のいずれか少ない方の金額	㉗	
(㉗ × 10%)	㉘	(100 円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合(Ⅰ、Ⅱ3及びⅡ6と重複して適用できません。))

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉙	円
㉙に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉚	
(㉙ - ㉚) ※50 万円を超える場合に限ります。	㉛	
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉜	
㉜に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉝	
(㉜ - ㉝) ※50 万円を超える場合に限ります。	㉞	
(㉛ + ㉞)	㉟	
㉟と㉟×⑦)のいずれか少ない方の金額	㊱	
㊱と250万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のいずれか少ない方の金額	㊲	
(㊲ × 10%)	㊳	(100 円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合(Ⅰ、Ⅱ3及びⅡ5と重複して適用できません。))

住宅耐震改修の標準的な費用の額	39	円	←「増改築等工事証明書」の「3(3)⑫ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
39 に関し交付を受ける補助金等の合計額	40		←国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(39 - 40) ※50万円を超える場合に限ります。	41		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	42		←「増改築等工事証明書」の「3(3)⑫エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
42 に関し交付を受ける補助金等の合計額	43		←国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(42 - 43) ※50万円を超える場合に限ります。	44		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	45		←「増改築等工事証明書」の「3(3)⑫キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
45 に関し交付を受ける補助金等の合計額	46		←国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(45 - 46) ※50万円を超える場合に限ります。	47		
(41 + 44 + 47)	48		
48と(48×⑦)のいずれか少ない方の金額	49		
49と500万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のいずれか少ない方の金額	50		
(50 × 10%)	51	(100円未満の端数切捨て)	

7 その他の工事等に係る事項

(Ⅰ、Ⅱの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるⅠ、Ⅱの改修工事がある場合)

住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額	52		←「増改築等工事証明書」の「3(3)⑰ ⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額」欄の金額を転記してください。
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額のうち工事限度額を超える部分の額	53		←「増改築等工事証明書」の「3(3)⑱ ⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額」欄の金額を転記してください。
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額	54		←「増改築等工事証明書」の「3(3)⑲ア ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」欄の金額を転記してください。
54 に関し交付を受ける補助金等の合計額	55		←国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(54 - 55)	56		
52 と 53 及び 56 の合計額のいずれか少ない方の金額	57		
1,000万円から住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額(工事限度額を超える場合は、その工事限度額)を控除した額	58		←「増改築等工事証明書」の「3(3)⑳ 1,000万円から⑱を引いた残りの額(0円未満となる場合は0円)」欄の金額を転記してください。
57と58のいずれか少ない方の金額	59		
(59 × 5%)	60	(100円未満の端数切捨て)	

8 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (16 + 22 + 28 + 38 + 51 + 60)	61	円	←申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 ⑤又は認定住宅等新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
--	----	---	---